

自治会運営に関する要点

令和2年8月

平成28年(2016年)5月に「自治会運営の手引き」を改訂し、今日に至っております。

その間社会情勢、宝塚市政、また宝塚自治情勢も以前と比べかなり変化してきています。

今後の自治会のあり方を考える前に、現在存在します「自治会運営の手引き」を再度見直し、宝塚市自治会連合会のあり方、第2地区自治会連合会(以下自治連とする)、そして単位自治会のあり方を考察したいと考えています。

先ず別添「自治会運営の手引き」の要点を下記致します。

宝塚市自治会連合会の英文名は Takarazuka Union Community Association(通称 TUCA)と称しています。

- ・自治会は地域における最も身近で基礎的な住民組織です
- ・この手引書は自治会の役員になられた方などが、自治会の活動や運営について知りたいとき、道しるべとして利用できるように作られています
- ・日頃の自治会の活動や運営に携わっておられる方や、まちづくりに関心を持たれている方に読んでいただいて、気軽に活用していただければと考えています

自治会とは

人が住居を構えると、そこを中心とした一定のエリアに生活の場ができます。自分の住居の周囲の環境が、美しく、静かで、安全であって欲しいと願わない人はいないでしょう。地域の環境、防犯防災、子育てと教育、お年寄りの生活・介護—私たちが生活していく上で生活に密接に関係してくる分野においては、行政に依存しているだけでは解決できない課題や、そこに暮らす人たちが対応した方がずっと上手に効率よくできる仕事があります。

そういった「身近な仕事」を行っていくことは、私たちが本当に豊かな暮らしを営む上で、欠かせないものではないでしょうか。

これら近隣の共同の利益のために連携し、支え合う地域の組織として、日本社会に定着しているのが自治会(時にはコミュニティともいわれています)です。

いろいろな人間関係の一つとしての自治会

私たちは、震災を通して、助け合い支え合う人間関係の大切さを学びました。同じように自治会も近隣の地域に生活する者同志の人間関係の一つです。

自治会の主な活動・機能

自治会については多様な活動や機能がありますが、基本的な活動や機能を分類すると、次の5項目になると言われています。

要は自治会の力を拡大し充実させることです。

(1) ご近所の力で安全・安心のまちづくり

- ・交通安全、自主パトロール等の防犯活動
- ・お年寄り、子どもたちの見守り運動
- ・自主防災活動

(2) 心の通う温かいまちづくり

- ・各種親睦交流行事（花見、夏祭り、秋祭り、敬老の日お祝い会、バス旅行、餅つき大会等）
- ・文化体育活動（文化祭、運動会等）、
- ・老人会、子供会、民生児童委員との連携交流活動
- ・声かけ運動、あいさつ奨励運動

(3) 快適で住み良い環境づくり

- ・清掃美化協力活動
- ・ゴミステーションの管理箇所の連絡、ゴミ減量化啓発、
- ・地球温暖化防止活動の啓発協力、
- ・緑化運動推進、公園の清掃整備、

(4) 行政とのパイプ役・協働のまちづくり

- ・行政からの情報の回覧・各戸配布
- ・学区の問題、道路整備や公園の整備等要望申し入れ
- ・街路灯の新設、修理
- ・道路補修、道路側の枯れ木対策等住環境等に関する市への要望

(5) 相互の助け合い、支え合い及び社会的弱者を含む相互扶助活動

- ・愛の持ち寄り運動、日本赤十字社社員の増強活動、共同募金運動への協力
- ・社会福祉協議会個人会員増強への協力

自治会長の主な役割

地域の多くの方と共有できる利益のために活動します。そのためには、できるだけ多くの方々に自治会に加入していただき、活動のネットをきめ細かく大きく広げることが必要です。地域の方々の意見をまとめ、市政に反映させ、行政と協力して「協働のまちづくり」を推進します。そのためには、できるだけ会長が一人で自治活動の全てを背負わないで、役員との協力体制をいかに組めるか、が成功の道です。

(1) 会則を良く点検し、会則に沿った活動を行うことが必要です。

- ・会則どおり総会が正しく開催されていますか。
- ・予算決算が会則に沿って正しく実行されていますか。
- ・活動報告がされ、活動方針が自治会員に知らされるシステムになっていますか。

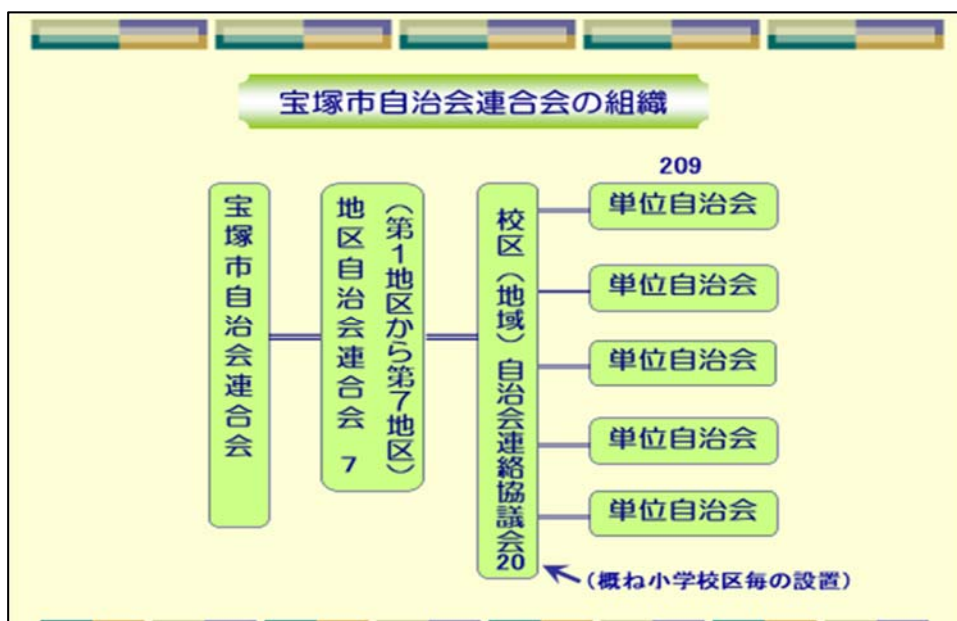
(2) 自治会はまちづくり協議会と連携して活動範囲を広げます。

小学校区内の近隣自治会と連絡協議会を通じて情報交換を行い、各自治会活動の活性化を図り、単独の自治会ではできにくい活動を、地域のまちづくり協議会と連携して自治会員の要望を広く深く汲み上げて満足度を高めます。

宝塚市域の自治会と自治会連合会

I. 宝塚市自治会連合会組織図

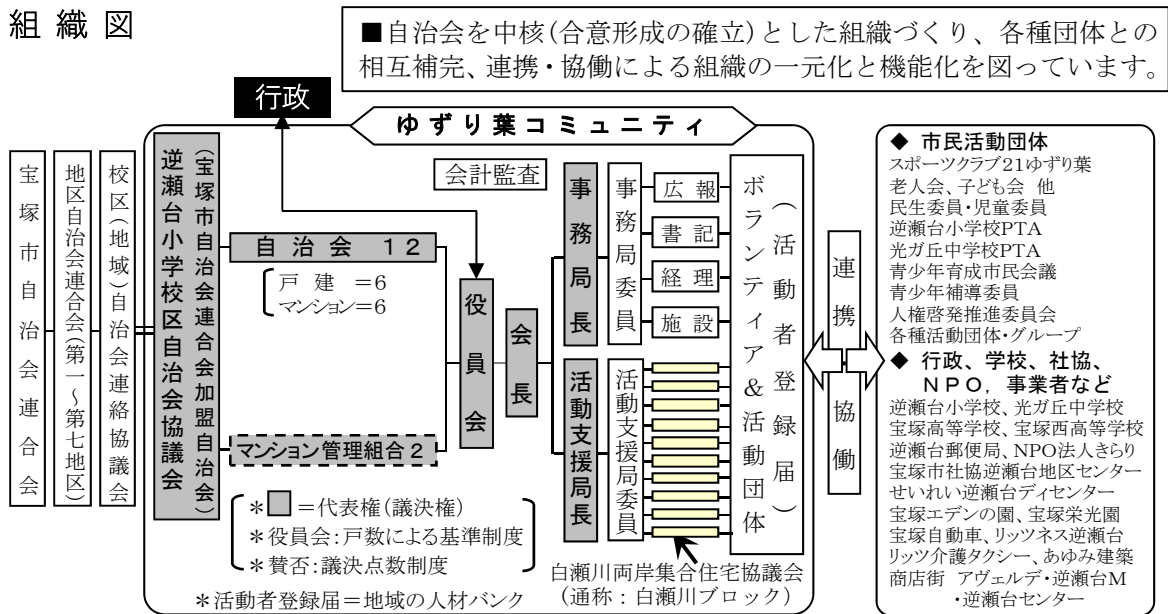
出典：平成19年6月26日
「自治会運営の手引き」



注：宝塚市自治会連合会は、自治会の無報酬ボランティア活動であり、ピラミッド組織型で言う上意下達はない。当該会議体は、公正、公平な透明性のある合意形成による意思決定を实践。「主権者」としての市民の集合体としての「自治会」であり、その連合体として「宝塚市自治会連合会」がある。それがさらに集合し「広域自治体」のレベルとして県・全国に連合体として広がっている。

II. 逆瀬台小学校区まちづくり協議会（ゆずり葉コミュニティ）

組織図



注：ゆずり葉コミュニティの組織形態は、同様の自治体として、宝塚市が協働のまちづくり組織の参考とする「明石市連合まちづくり協議会(平成28年6月6日設置・28校区)」がある。

III. 第2地区自治会連合会の会長・理事選任規約の課題について

第7条 平成14年(2002年)4月26日施行

総会は、本会の最高の議決機関であって、自治会長全員をもって構成する。

尚、総会を始めとする第2地区自治会連合会の様々な会合は自治会長又は自治会長の委任を受けた代理人で運営する。

○各自治会から様々な会合に出席してもらう為に代理人が出席しやすいように明示する。

《規約施行の理由》

- ①組織は自治会長の意識改革が進まず、同時に適正ローテーションが停滞し会長・理事の人材資質に課題がある。連合体は「自治会長の名称」にこだわる特権階級意識を持つ自己陶醉型の旧態依然たる組織からの脱却が求められている。規約改正により公正・公平に話し合い、課題解決がスムーズにできる組織づくりを目的としている。
- ②地方分権が推進される中、第2地区自治連の会長・理事の選任規約は、自治会長によるピラミッド型組織にとらわれないネットワーク型思想も併用した方法をとっている。「自治会長」の形式名だけを条件としない人望・人格のある優秀なボランティア人材を選任する仕組みになっている。
- ③毎年、単位自治会長の1年交代が全体で46%もある反面、会長の担い手不足から規約に任期制限が無いために、30年を超えた市自治連の理事を続け一言居士の状態にある。
- ④単位自治会会長一人の負担を軽減すると共に後継者が見つけにくくなる悪循環を回避する理由である。
- ⑤自治会活動が、平日昼間に行われることが多く、現役世代は、自治会の役員にはなりにくく、また会長の選任方法も輪番制が続く傾向にある。
- ⑥時代が大きく変わり、SNSの普及、人口減少、少子高齢化が進展し、多様化社会に対応できる連合体組織の基盤は、市連合会・地区連合会・単位自治会の三層構造を確立している。それぞれの各層は、地域自治の実現を目標に主体性が発揮でき、役割分担が担える第2地区の強固な体制づくりが目標となっている。

宝塚市自治会連合会

宝塚市自治連は7つの地区自治会連合会（第1区～7区）で組織され、（但し3区は自治連として活動していない）総単位自治会数は136、世帯数は28,158となっています。

地区	自治会数	世帯数
1	31	9,502
2	32	6,324
4	22	3,657
5	34	6,531
6	4	1,386
7	13	758

（令和2年7月現在）

各地区自治連との連絡を密にして自治会相互の連携並びに進行をはかることによって、市民の福祉増進を向上することを目的としています。また、7つのそれぞれの地区自治会連合会は地区内の単位自治会で組織され、住民と市政につながる自主的な活動を推進し、自治会の事業及び活動状況などについて意見交換しています。この他、市自治連が行政との共同事業については、緊密な連絡を取りながらパイプの役割を果たしています。

宝塚市自治会連合会憲章

宝塚市自治会連合会加盟自治会は次の目標を目指して活動します。

1. ご近所の力で安全安心のまちづくりを進めます
2. 心の豊かな人を一人でも多くつくるまちづくりを進めます
3. 快適で住みよい環境のまちづくりを進めます
4. 自然と住民生活が共生できる持続的発展可能なまちづくりを進めます
5. 行政と協働のまちづくりを進めます
6. 自主自立のまちづくりを進めます

市自治連の各種事業

研修事業

- ・全体定例研修（年2回程度）
- ・地域研修（年3回）
- ・合同視察研修（年1回）
- ・その他

広報事業—広報誌「My たからづか」の発行

安全・安心等の課題への取り組み—環境問題、地域福祉、自主防災などの課題への取り組み

情報の提供・交換—市と連携し、行政事務委託を受け市が発行する各種文書等の配布、回覧を行います

宝塚市との連携

自治会と宝塚市との連携

- ・配布物の取り扱い
- ・宝塚市環境保健衛生推進協議会

市民の自主的活動による健康で明るく済みよいまちづくりをめざして、公衆衛生、環境衛生についての思想普及と地区衛生活動を通じて健康推進の向上および環境の浄化を目的として活動しています

- ・市の制度

自治会補助金—宝塚市から、自治会補助金を受ける事できます

自治会館建設事業補助金—自治会館の新築、もしくは増改築、または自治会館としての建物を取得しようとする時の補助

自治会活動施設使用料助成金交付制度—自治会が地域住民主体のコミュニティ活動のために使用される施設の使用料の一部を助成

まちづくり協議会と自治会

自治会とまちづくり協議会（小学校区単位のコミュニティ）との役割

近年の「都市化」に伴う生活圏の拡大、新しい住民の比率の増加、生活様式の変化や価値観の多様化によって地域が抱える課題が広域化、多様化しました。この課題に対応していくためにはより広い地域との関連性や他の活動団体や活動グループとの連携により、大きな視野に立ったまちづくりが必要であり、小さなエリアの単位自治会による活動だけでは、困難な状況にあります。一般に自治会組織への加入は世帯単位ですが、小学校単位のコミュニティ活動の場合は個人単位であり、個人やグループ、ボランティアの活動を通し、全体の活動の広がりや多様性を生み出す必要が生まれてきました。

自治会は、近隣地域における最も身近で基礎的な住民団体で、安全・安心活動や相互扶助的な活動が主体となったコミュニティ活動の基本的な部分を担っており、地域にとって欠くことのできない存在です。基本的には自治会はまちづくり協議会の中核ですが、まちづくり協議会と自治会が相互に連携し、多様な課題に取り組む場合も多く、その相互の役割も重要となっています。

宝塚市では自治会とまちづくり協議会を地域活動、コミュニティ活性化の両輪と考え支援しています。（宝塚市発行「コミュニティの創造と発展」から引用）